

# 公共施設使用料設定に係る基本方針

平成 2 8 年 1 0 月  
(令和 2 年 5 月改定)  
(令和 3 年 7 月改定)  
(令和 4 年 8 月改定)

福 津 市

## 目 次

1	基本方針作成の目的.....	1
2	基本方針の3本柱.....	2
	（1）受益者負担の原則.....	2
	（2）使用料算定ルール of 確立.....	2
	（3）減免規定の見直し.....	2
3	使用料見直しの範囲.....	3
	（1）見直し対象施設.....	3
	（2）見直し対象外施設.....	4
4	基本方針に基づく使用料算定ルールの具体化.....	5
	（1）使用料算定基準.....	5
	（2）原価計算.....	5
	（3）施設の性質別負担率.....	7
	（4）原価によらない使用料の算定.....	9
	（5）施設使用料に付随する備品・冷暖房・照明使用料.....	10
	（6）使用料の設定基準.....	11
	（7）最低使用料の設定.....	11
	（8）急激な負担増への配慮.....	12
5	今後の見直し.....	14
	（1）見直しに伴う根拠等の明確化.....	14
	（2）使用料収入の確保.....	14
	（3）維持管理コストの削減.....	14
6	減免規定の見直し.....	15

# 公共施設使用料設定に係る基本方針

## 1 基本方針作成の目的

福津市には、さまざまな公共施設があり、市民の貴重な財産として日々利用されています。これらの施設は、毎年維持管理費用が掛かっており、その多くは市民の税金と施設の利用者の使用料で賄っています。

使用料は、条例で定めなければならないこととされている（地方自治法 228）ことから、各種施設の設置条例等によりその額を定めていますが、そもそも使用料の設定額が他の自治体の類似施設に比べて低廉であったり、広範囲な減免が行われていたりといったこともあり、費用に対する収入の割合が低く、税等によってその大部分が賄われています。また、使用料の額は、近隣自治体との均衡等から定められたものが多く、算定根拠が整理されているとは言い難い状況です。

財政状況が年々厳しくなる中、経費の節減や事務の効率化に努めることは当然のことながら、公共施設の使用料についても、その算定根拠を含め、市民がより理解し納得できるような形に改める必要があります。公共施設を利用する人と利用しない人との均衡を図るという観点からも、早急な適正化が必要です。

本基本方針は、使用料のあり方を見直すことで、維持管理費用の安定した財源を確保し、市民の間の負担の公平とサービスの均衡につなげることを目的とするものです。

※公共施設とは・・・公の施設であって、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設（地方自治法 244①）で、学校、公民館、図書館、病院、保育所、水道、下水道等がこれに当たる。庁舎等の公用の施設や利用者が限定される施設は含まれない。

※使用料とは・・・地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭のことで（地方自治法 225）、道路・河川占用料、公営住宅使用料、ホール・公民館・体育施設使用料等がある。公の施設には、地方公営企業法の適用を受ける水道等の事業も含まれ、これらの公営企業において徴収される料金も使用料となる。

## 2 基本方針の3本柱

基本方針では、「受益者負担の原則」、「使用料算定ルール確立」、「減免規定の見直し」を3本の柱として位置付けます。

### (1) 受益者負担の原則

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。利用者側に立つと、使用料はできるだけ安価な方が望まれますが、その場合、施設の維持管理や運営に関する経費の不足分は税金で賄うこととなり、市民全体の負担となります。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性の観点からも、利用者に応分の負担を求めることとします。

### (2) 使用料算定ルールの確立

施設ごとにバラバラに算定されていた使用料の算定方法を統一化し、新たに施設ごとの性質に応じた利用者と税の負担のルールを確立します。

また、使用料算定の基準を市民に明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックするためにも、利用者自身が使用料負担の根拠を理解するうえでも必要なことです。

### (3) 減免規定の見直し

使用料の減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果を挙げています。しかしながら、利用者のほとんどが減免となる制度は、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性の観点からも問題を含んでいます。このため、減免規定の見直しを行い、今後、誰の目から見ても公平で公正な減免規定の適用ルールを確立することとします。

### 3 使用料見直しの範囲

#### (1) 見直し対象施設

見直し対象施設は、公共施設のうち使用料条例を定め、一般の利用者から一定の使用料を徴収している施設とします。ただし、利用者が特定される施設や使用料の定めのない施設は除きます。これに該当する施設は次表のとおりです。

表3-1 見直し対象施設

	施設の区分	名 称	関係条例
1	保健・福祉	健康福祉総合センター	福津市健康福祉総合センター条例
2	産業・観光	農林漁業体験実習館	福津市農林漁業体験実習館条例
3		産地形成促進施設	福津市産地形成促進施設条例
4		農産物直販施設	福津市農産物直販施設条例
5		津屋崎ヨットハーバー	福津市津屋崎ヨットハーバー条例
6		漁港（福間漁港）（小型船舶係留等施設に限る）	福津市漁港管理条例
7		まちおこしセンター	福津市まちおこしセンター条例
8		津屋崎千軒民俗館	福津市津屋崎千軒民俗館条例
9		津屋崎千軒古民家	福津市津屋崎千軒古民家条例
10		行政・観光情報ステーション	福津市行政・観光情報ステーション条例
11		あんずの里食堂	福津市あんずの里食堂条例
12		魚センター・魚加工場	福津市魚センター・魚加工場条例
13		体育	武道館
14	野外活動広場		福津市野外活動広場条例
15	体育施設（福間体育センター・津屋崎体育センター）		福津市体育施設条例
16	勝浦浜海洋スポーツセンター		福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例
17	文化・教育	公民館	福津市公民館条例
18		複合文化センター	福津市複合文化センター条例
19		学校（施設開放）	福津市立学校の施設の開放に関する条例
20	公園	公園（有料）	福津市公園条例
21	駐車場	自転車等駐車場	福津市自転車等駐車場条例
22		自動車駐車場	福津市自動車駐車場条例
23	市民活動	福間会館	福津市立福間会館条例
24		コミュニティセンター	福津市コミュニティセンター条例
25		郷づくり交流センター	福津市郷づくり交流センター条例

(2) 見直し対象外施設

ア 法令等により、使用料を徴収することができない施設

例：小学校、中学校、図書館など

イ 法令等により、算定基準が規定されている施設

例：市営住宅など

ウ 利用者が不特定多数のため受益者を特定し、負担を求めることが適切でない施設

例：道路、公園（無料）など

エ 広大な施設を少数の特定のものを利用する施設であり、原価から使用料を設定することが困難な施設

例：漁港（小型船舶係留等施設を除く）

オ そこで提供されるサービスの利用に係る対価としての性質を持つ施設、あるいは、近隣・民間に準拠して定める必要性が強く、市として原価により使用料を設定することが困難な施設

例：保育所、幼稚園、学童保育所など

## 4 基本方針に基づく使用料算定ルール具体化

### (1) 使用料算定基準

使用料の算定は、以下の基本方式で行うものとします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

### (2) 原価計算

原価（施設の利用に掛かる費用）については、企業会計的手法を用いた行政コスト計算という手法を用いて算出します。行政コスト計算では、施設の維持管理や運営等に要した1年分の経常的費用（通常、平準化のため3ヶ年平均値を用いることとする。）を、表4-1の項目に基づき算出します。ここでいう費用には、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や物件費などとともに、毎年度の費用として減価償却費相当額等を含みます。

なお、計算に当たっては、施設で行われる催しなどの経費は除外します。

表4-1 経常的費用項目

性質別内訳	内 容	計上項目
1. 人件費	行政サービスの担い手である職員に要するコスト	職員給料、賞与引当金繰入、退職給付費用、その他の人件費（臨時職員の賃金を含む）
2. 物件費・補助費等	地方公共団体が最終消費者になっている物に要するコスト	消耗品費、委託費、賃借料、手数料、その他物件費【印刷製本費、光熱水費、通信運搬費等】 ※冷暖房使用料及び照明使用料収入相当額は控除する。
3. 維持補修費	自然損耗に係る修繕費	修繕費
4. 減価償却費相当額		

特記事項

#### <1>人件費の算出

人件費は、対象経費と対象外経費を次表により区分します。他の業務を持つ場合や、他の施設との兼任をしている場合は、当該施設の維持管理や運営に関わる分のみを算出します。

人件費の区分

対 象	直接的人件費	利用者に対して、直接サービスを提供する職員（予約受付、開錠、施錠等）の人件費
対象外	間接的人件費	当該施設の維持管理等の業務を委託する場合の、委託事務等を行う職員の人件費

＜2＞併設施設の取扱

施設全体に関わる光熱水費や委託料等もあることから、当該施設分のみを算出します。

＜3＞減価償却費相当額

公の施設の建設（取得）に要した経費（イニシャルコスト）を、施設の耐用年数で除した額（＝減価償却費相当額）により算定し、各年度の経費とします。固定資産台帳に登載される物品の取得に要した費用も同様に算定し、各年度の経費とします。

$$\text{減価償却費相当額} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数}$$

※取得価額については、固定資産台帳の金額を用いる。

※耐用年数については、固定資産台帳における耐用年数を用いる。

建物の耐用年数表（抜粋）

	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄骨コンクリート	プレキャストコンクリート	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造
事務所	50	50	38	50	38	20	24
自転車置場	38	38	31	38	31	24	15
講堂	47	47	34	47	34	27	22
体育館	47	47	34	47	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	47	34	27	22
公民館	50	50	38	50	38	30	24

ア 会議室等利用の場合の原価計算

会議室のように、ある一定の部屋（区画）を貸し切りで利用する場合には、1平方メートル・1時間当たりの原価を計算したうえで、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

$$1 \text{ 平方メートル} \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価}$$

$$= \text{施設の年間維持管理経費} \div \text{貸出部分総面積} \div \text{年間使用可能時間}$$

$$1 \text{ 時間当たり原価} = 1 \text{ 平方メートル} \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} \times \text{貸出面積}$$

イ 個人利用施設の場合の原価計算

ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設（一般的な例：プール等）については、利用者一人当たりの原価を計算します。

$$\text{一人当たりの原価} = \text{施設の年間維持管理費} \div \text{施設利用者目標数}$$

ウ 係留施設、陸上保管施設利用の場合の原価計算

係留施設（浮き桟橋）等は1隻に1枠を占有させているため、5m相当の基本額を設定し、以降1mごとに逡増させます。



### (3) 施設の性質別負担率

多種多様な公共施設の使用料設定に当たっては、施設ごとのサービスの性質を考慮しながら、施設を分類し、その公共性に応じて利用者と市民が納める税で適正に負担を分かち合うことが必要となります。そこで、双方のバランスを図り、負担の公平性、公正性を確保するため、以下の基準により施設を分類し、利用者の負担と市民全体の税による負担との比率を設定します。

#### ア 必需的吗、選択的かによる区分

○市民が日常生活を営む上で最低限必要なサービス（必需的）か、生活や余暇を快適で潤いのあるものにするためのサービス（選択的）か

○ライフステージに応じて、ほとんどの市民に必要とされるサービス（必需的）か、それ以外のサービス（選択的）か

※ 必需的サービスについては、一定程度の税を投入し、利用者負担を軽減する必要がある。

#### イ 民間による類似施設の提供の有無による区分

○類似施設が民間によって提供されているかどうか

※ 民間によって提供されていない場合は、利用の選択性が低く、一定程度税を投入し、サービス水準を維持する必要がある。

※ 民間によって提供されている場合は、利用の選択性があり、税を投入することで民業を圧迫し、民間の参入の機会を狭める可能性がある。

#### ウ 選択的かつ民間に類似施設があるものについての細分化区分

○選択的なサービスで、かつ民間による類似施設があるものについては、以下のとおり細分化して区分する。

(ア) 民間との競合性が高い施設

(イ) 市内全域的に利用される施設、民間との競合性がある施設

(ウ) 特に地域活動や市民活動の活性化につながる施設

(エ) 農水産物及び農水産加工品等の展示紹介、生産・加工並びに販路拡大、消費者志向の調査研究を推進、消費拡大を促進するための施設

図 4 - 2 施設の性質別分類

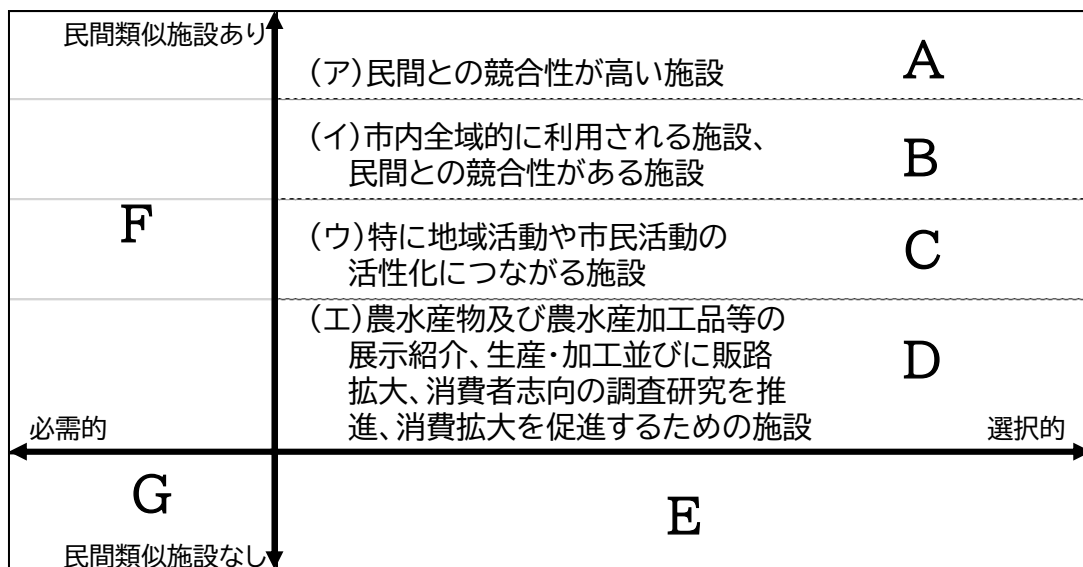


表 4 - 3 施設の性質別分類ごとの施設と負担率

分類基準		区分	施設	施設の利用に係る 経費の負担率
選 択 的	民間 による 類似 施設 の 提 供 あ り	(ア)民間との競合性が高い施設	A ○自転車等駐車場※ ○自動車駐車場※ ○野外活動広場 ○公園（有料）※ ○漁港（福間漁港）（小 型船舶係留等施設に 限る） ○津屋崎ヨットハーバ ー	【利用者負担】 100% 【税(市民)による負担】 0%
		(イ)市内全域的に利用される施設、民間との競合性がある施設	B ○複合文化センター ○行政・観光情報ステー ション	【利用者負担】 75% 【税(市民)による負担】 25%
		(ウ)特に地域活動や市民活動の活性化につながる施設	C 《会議室、集会室等の利用》 ○公民館 ○コミュニティセンター ○郷づくり交流センター ○まちおこしセンター ○健康福祉総合センター ○福間会館 ○農林漁業体験実習館 ○津屋崎千軒民俗館 ○津屋崎千軒古民家	【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%

	(注)農水産物及び農水産加工品等の展示紹介、生産・加工並びに販路拡大、消費者志向の調査研究を推進、消費拡大を促進するための施設	D	○産地形成促進施設 ○農産物直販施設 ○魚センター・加工場 ○あんずの里食堂	【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%
	民間による類似施設の提供なし（または少ない）	E	○体育施設（福間体育センター・津屋崎体育センター） ○勝浦浜海洋スポーツセンター ○武道館 ○学校（施設開放）	【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%
必需的	民間による類似施設の提供あり	F	《サービスの利用》 ○保育所※ ○幼稚園※ ○学童保育所※	【利用者負担】 0～50% 【税(市民)による負担】 50～100%
	民間による類似施設の提供なし	G	○道路※	

注1) ※印は、『単に施設を利用するというより、そこで提供されるサービスの利用に係る対価としての性質を持つ施設、あるいは、近隣・民間に準拠して定める必要性が強く、市として原価により使用料を設定することが困難な施設』であることから、他の基準で使用料を決定するもの。（位置付けだけを参考として表に記載。）

注2) 施設によっては、複合的機能を有することで1分類に仕分けできない場合があるので、機能ごとに分類する必要がある。

#### (4) 原価によらない使用料の算定

施設によっては、原価から使用料を算定することが適当ではないことから、他の方法により使用料を算定することとする。該当する施設及び使用料の算定方法を表4-4のとおりとする。

表4-4 原価によらず使用料の算定を行う施設及び算定方法

区分	対象施設	原価によらない理由	算定方法
1	(イ) 津屋崎千軒民俗館 藍の家（和室） (ロ) 行政・観光情報ステーション（ギャラリー）	貸館そのものが目的の施設ではなく、特定の者が占有したい場合にのみ使用料を徴収する施設。	他の類似施設の使用料を基に算定。
2	(イ) 複合文化センター（展示ホール）	通常は一般に開放されており、特定の者が占有したい場合にのみ使用料を徴収する施設。	他の類似施設の使用料を基に算定。

3	(ロ) 津屋崎ヨットハーバー (研修室) (ハ) 福間漁港 (管理棟 研修室)	施設の設置目的が、主として部屋 (研修室) を貸すこと以外であり、研修室の利用そのものが目的である人はまれであり、研修室利用者のみに経費を負担させることが不相当である施設。	研修室に係る費用も浮棧橋、船舶保管施設の利用者に転嫁。研修室の使用料は他の類似施設の使用料を基に算定。
	(ニ) 勝浦浜海洋スポーツセンター (研修室)		他の類似施設の使用料を基に算定
4	(イ) 津屋崎千軒古民家 (時間貸し)	全棟貸しすることが前提の施設であり、時間貸し又は1日貸しは、全棟貸しが行われていない場合のみ行われる施設。	他の類似施設の使用料を基に算定
	(ロ) あんずの里食堂 (1日貸し)		月極料金に一定の率を乗じて算定
5	(イ) 津屋崎ヨットハーバー (浮棧橋、船舶保管施設) (一時的利用) (ロ) 福間漁港 (浮棧橋、船舶保管施設) (一時的利用)	月極で貸すことが前提の施設であり、一時的に利用されることがある施設。	月極料金に一定の率を乗じて算定
6	(イ) 学校開放施設 (体育館、運動場)	他の目的に作られた施設の余剰時間に貸し出す施設であり、原価から使用料を算定することが不相当な施設。	受付事務費、開錠施錠事務費から算出

#### (5) 施設使用料に付随する備品・冷暖房・照明使用料

(1) の使用料算定基準とは別に原価計算を行い、使用料を決定するものとし、全額利用者負担とする。

ただし、単価にバラつきや大きな差が出ることを考慮し、備品及び冷暖房使用料については、標準単価を設定するとともに、照明料については、各施設の整備水準に合わせた使用料を設定するものとする。

#### 【備品】

1時間当たり単価	取得 (再) 価額 ÷ (耐用年数 × 1年あたりの利用延べ見込回数) 例) 10万円 ÷ (5年 × 200回 (1時間を1回でカウント)) = 100円
----------	--

※同程度の備品については、施設ごとに単価のバラつきがないよう、備品の種類ごとに次のとおり標準単価を設定するものとする。

(標準単価の設定に当たっては、類似製品が販売されている既製品については、同種又は類似製品の販売を行っている業者の製品パンフレットやホームページ等での掲載価格を参照し設定。)

表 4-5 備品使用料の例

備品の種類	使用料	備品の種類	使用料
所作台	300 円	16mm 映写機	1,000 円
第一ボーダーライト	1,000 円	音響反射板	3,800 円
拡声装置	3,200 円	MD デッキ	800 円

【冷暖房】

1 時間あたり単価	光熱水費（施設全体の電気代年間見込額（〇kw/h×〇h×料金単価）×（個別の部屋面積（㎡）÷施設全体面積（㎡））
-----------	--

※電気代は動力によって大きな差が出ることから、面積を元に算出するものとする。面積による標準単価は次のとおり。この標準単価を基にそれぞれの部屋の面積に合わせて算出する。

表 4-6 冷暖房費

部屋の面積	使用料
50 ㎡	160 円
100 ㎡	320 円

【照明料（野球場・テニスコート・体育館等）】

1 時間あたり単価	照明設備の原価（取得原価×時間あたり減価償却率）+1 時間あたり電気代（照明機器の消費電力〇kw/h×料金単価） ここで、時間あたり減価償却率は、次により算出する。 $1 \div 15 \text{ 年（電気設備の法定耐用年数）} \div \text{〔年間利用見込時間〕}$
-----------	--

※照明設備の規模によって大きな差が出ることから、各施設の整備水準に基づいて計算する。（標準単価は設定しない）

(6) 使用料の設定基準

使用料は、(1) で求めた使用料を基本として、現行使用料及び市内外の類似施設使用料を比較検討した上で、原則として次の基準により設定します。

- ア すべての公共施設について、使用料は、1 時間単位かつ 10 円単位の設定とする。
- イ 類似施設や同規模施設については、同じ部類に属する使用料の平均値を基本として、使用料を設定する。

(7) 最低使用料の設定

各施設（貸し部屋）の最低価格は、原価を基に算定される費用が安価であっても、利用の申し込みの受付事務、開錠施錠に要する事務、清掃に要する事務などは必ず必要となるものであることから設定される料金である。この額は、受付、開錠、施錠及び清掃等に要する時間から算定する。

各事務に要する時間を次のとおり設定する。

- ア 受付 5分
- イ 開錠 1分
- ウ 施錠 1分
- エ 清掃 3～5分
- 合計 10～12分

最低使用料は、会計年度任用職員の報酬（時間給）と、事務時間を基に算定する。

$$\text{最低使用料（円）} = \text{会計年度任用職員報酬（円/h）} \times \text{（10分～12分）} / 60 \text{分}$$

参考

令和4年度会計年度任用職員報酬 897円/h

$$897 \text{円/h} \times \text{（10分～12分）} / 60 \text{分} = 149.50 \sim 179.40 \text{円/回}$$

よって、最低使用料を150円とする。

#### （8）急激な負担増への配慮

使用料の値上げ（改定）による急激な負担増を抑制するため、現行使用料に対する設定使用料の改定率は、近隣の公共施設使用料と比べて著しく安価な場合を除き、原則最大200%を上限とします。使用料は期間（3年以内）を設け段階的に改定します。改定幅を現行使用料、設定使用料（（5）により設定される金額をいう。）及び経過年数により設定する率により設定します。

表4-7 激変緩和措置（改定幅（差額反映率））〔団体利用施設〕

設定使用料		現行使用料		1円～	251円～	501円～	1,001円～	3,001円～	10,001円～
				250円	500円	1,000円	3,000円	10,000円	
				<い>	<ろ>	<は>	<に>	<ほ>	<へ>
<a>	1円～ 250円	<a1>	1年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%
		<a2>	2年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%
		<a3>	3年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%
		<a4>	4年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%
<b>	251円～ 500円	<b1>	1年目	80%	80%	0%	0%	0%	0%
		<b2>	2年目	90%	90%	0%	0%	0%	0%
		<b3>	3年目	100%	100%	0%	0%	0%	0%
		<b4>	4年目	100%	100%	0%	0%	0%	0%
<c>	501円～ 1,000円	<c1>	1年目	0%	50%	50%	0%	0%	0%
		<c2>	2年目	0%	60%	60%	0%	0%	0%
		<c3>	3年目	0%	80%	80%	0%	0%	0%
		<c4>	4年目	0%	100%	100%	0%	0%	0%
<d>	1,001円～ 3,000円	<d1>	1年目	0%	0%	40%	40%	0%	0%
		<d2>	2年目	0%	0%	60%	60%	0%	0%
		<d3>	3年目	0%	0%	80%	80%	0%	0%
		<d4>	4年目	0%	0%	100%	100%	0%	0%
<e>	3,001円～ 10,000円	<e1>	1年目	0%	0%	0%	30%	30%	0%
		<e2>	2年目	0%	0%	0%	50%	50%	0%
		<e3>	3年目	0%	0%	0%	70%	70%	0%
		<e4>	4年目	0%	0%	0%	100%	100%	0%
<f>	10,001円～	<f1>	1年目	0%	0%	0%	0%	20%	20%
		<f2>	2年目	0%	0%	0%	0%	50%	50%
		<f3>	3年目	0%	0%	0%	0%	70%	70%
		<f4>	4年目	0%	0%	0%	0%	100%	100%

表 4 - 8 激変緩和措置（改定幅（差額反映率））〔個人利用施設〕

設定使用料		現行使用料		1円～	101円～	201円～
				100円	200円	
				<い>	<ろ>	<は>
<a>	1円～ 100円	<a1>	1年目	100%	0%	0%
		<a2>	2年目	100%	0%	0%
		<a3>	3年目	100%	0%	0%
		<a4>	4年目	100%	0%	0%
<b>	101円～ 200円	<b1>	1年目	50%	100%	0%
		<b2>	2年目	100%	100%	0%
		<b3>	3年目	100%	100%	0%
		<b4>	4年目	100%	100%	0%
<c>	201円～	<b1>	1年目	0%	60%	100%
		<b2>	2年目	0%	80%	100%
		<b3>	3年目	0%	100%	100%
		<b4>	4年目	0%	100%	100%

## 5 今後の見直し

公共施設使用料の見直しに当たっては、次の事項に留意しつつ、今後3年を目途に継続的に見直しを図っていくこととする。

### (1) 見直しに伴う根拠等の明確化

受益者負担の考え方、新使用料の設定根拠、減免規定の見直し理由などを明確にし、市民に分かりやすく説明するよう努めること。

### (2) 使用料収入の確保

使用料の増額は、施設利用者数の減少につながることから、施設内サービスの向上を図るとともに、利用者数の維持・増加による使用料収入を確保するよう努めること。

### (3) 維持管理コストの削減

合理的・効率的な施設の管理運営を行い、維持管理コストの削減に努めること。



## 6 減免規定の見直し

使用料の減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果を挙げています。しかしながら、利用者のほとんどが減免となるような制度は、負担の公平性という点で市民の理解を得難い部分があります。そこで、これまでの減免規定の見直しを図り、今後、減免規定を適用する場合には、市民に分かりやすく、誰から見ても必要と考えられる範囲に限定します。減免基準は、表6-1のとおりとします。

表6-1 減免基準

区 分	減免の内容	備 考
市、市の機関又は当該施設の管理運営団体（指定管理者を含む。）が利用する場合	全額免除	行政目的、市主催、共催及び管理運営団体が公共の目的で利用する場合に限る。
市内の保育所、幼稚園が利用する場合	半額免除	幼児・児童を対象に教育・保育活動を行うためであって、関係部署の長が認めた場合に限る。
利用者の過半数を市内の障がい者が占める団体が利用する場合	半額免除	障がい者の社会参加を促進するものであって、関係部署の長が認めた場合に限る。
市内の障がい者が個人で利用する場合及び当該障がい者の介助者が利用する場合	半額免除 全額免除（介助者）	個人で利用する場合とは、例えば「大人100円」というように、個人単位での料金設定をしている施設を利用する場合とする。
特定の利用を目的として建設された施設を、市内の関係団体が特定の目的で利用する場合	半額免除	関係部署の長が認めた場合に限る。
特定団体の利用を目的として建設された施設を、当該特定団体が利用する場合 例) 郷づくり交流センター 福間会館	全額免除	特定団体が公共の目的で利用する場合に限る。
その他市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合	全額免除又は半額免除	適用する場合は、理由を明確にし、安易に適用しない。

備品・冷暖房・照明使用料については、施設使用料が**全額免除**の場合に限り、全額免除とします。

なお、営利目的の使用および市又は市の機関の名義後援を受けたものが利用する場合であっても、減免の取り扱いはしないものとし、備考中、関係部署の長が認めた場合というのは、利用目的をもって判断するものとします。